

# 意見書

平成24年1月20日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 540-8511  
住所 おおさかふおおさかしちゆうおうくばんばちよう 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号  
名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしや 西日本電信電話株式会社  
代表者の氏名 代表取締役社長 おおたけ しんいち 大竹 伸一  
連絡先 

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2011（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見対象	頁	意見
基本方針	1 頁	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 定点的評価の対象領域の再構成【「第一章 1-5 対象領域の決定 (P14 参照)」】</p> <p>従来の「固定電話」、「インターネット接続」、「移動体通信」、「法人向けネットワークサービス」の4領域について、近年の無線の高速ブロードバンド化が進展する中、急速に拡大しつつある移動系のデータ通信に関する市場の分析・評価を新たに行うため、「音声通信（固定系、移動系）」、「データ通信（固定系、移動系、ISP（固定系）」、「法人向けネットワークサービス」の3領域に再構成する。</p>
実施細目	1 頁	<p>このため、本年度の競争評価から、近年の市場動向を的確に反映させる観点から、移動系のデータ通信を新たに分析・評価の対象とすることとし、これに併せ、定点的評価の領域の設定については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「音声通信（固定系、移動系）」</li> <li>② 「データ通信（固定系、移動系、ISP（固定系）」</li> <li>③ 「法人向けネットワークサービス」</li> </ol> <p>の3領域に再構成することとする。</p>
実施細目	4 頁	<p>ただし、音声通信（固定系）における中継電話市場については、市場の規模が縮小傾向にあることを考慮し、またデータ通信（固定系）におけるADSL市場及びCATVインター</p>

		<p>ネット市場については、市場の規模が縮小傾向にあること（ADSL市場）、原則1地域1事業者といった市場特性（CATVインターネット市場）を考慮し、いずれについてもデータ収集・分析に留め、評価はFTTH市場とともにブロードバンド市場全体の中で一体的に行うものとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・サービス市場の画定については、ユーザの視点や事業者の競争戦略の観点から実態に即して行うことが必要と考えます。</li><li>・スマートフォンなど高機能端末の登場以降、ユーザはより利便性の高い端末を選択する一方、ネットワークについては、3GやWiMAX、固定ブロードバンドと連携したWi-Fi通信を、利用シーンに応じて自由に選択するなど、通信手段にとらわれない使い方が既に広がっています。</li><li>・また、こうしたユーザニーズに対応し、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くという新たな割引サービスを提供するなど、事業者による固定通信と移動通信をパッケージで提供する戦略が本格化しています。</li><li>・したがって、固定系と移動系を別市場として分析・評価するのではなく、両者を大括りに捉えたデータ通信市場の画定が必要であると考えます。</li></ul>
--	--	--

<p>基本方針</p>	<p>1～2 頁</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 戦略的評価における「公正競争レビュー制度」との連携強化【「第一章 1-5 対象領域の決定（P 15 参照）」】</p> <p>特定のテーマに焦点を当てた戦略的評価において、従来の「競争セーフガード制度」において対象としていた項目等の検証に「光の道」構想に関する取組状況の検証を新たに加えた「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携を強化し、もって競争確保の実効性を高める。</p> <p>（中略）</p> <p>(4) FTTHサービスの進展等【「第四章 4-2-2 分析に用いる判断要素（定性的要因）（P 46、47 参照）」】</p> <p>今後は、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、「データ通信」領域におけるFTTHサービスに関する市場について、その政策的な重要性（光の道構想の推進）や関係事業者等の感心の高まりを踏まえ、従来の指標に加え、可能な限り幅広い要素を追加し、多面的な分析・評価を行う。</p>
<p>実施細目</p>	<p>2 頁</p>	<p>(2) データ通信（固定系）</p> <p>固定系のデータ通信については、今後、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、FTTH 市場がブロードバンド市場の中心的な存在となりつつあり、総務省においては「光の道」構想に関する基本方針」にあるとおり、次世代ネットワーク（NGN）をはじめとするブロードバンド市場の公正競争環境の整備に取り組むとともに、毎年度の継続的チェックや制度整備の実施後3年を目途とした包括的検証を行うこととしている。</p>

実施細目	3 頁	<p>(2) また、「光の道」構想に関する基本方針」に基づくブロードバンドの環境整備に資する観点から、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携強化を図ることとし、同制度における検証の柱の一つである「ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証」へのアプローチとして、F T T H市場における事業者間取引の状況に関する調査を併せて取り上げることとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「光の道」は、利用できるアプリケーション、地域特性、費用対効果に応じて選択される F T T H、C A T V や無線を含めたブロードバンドネットワーク全体、及び通信事業者に限らない様々なプレイヤーによる利活用推進の取組みを通じて実現されるものであります。</li> <li>・したがって、「光の道」の検証にあたっては、F T T Hに限らず多様なブロードバンドを幅広く捉えた評価がなされるべきであるとともに、市場の実態把握のためには、定量的な側面のみならず、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含めた多角的な評価が必要であると考えます。</li> <li>・また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、I S P 等が、「光の道」の実現に向けて、それぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかについて検証を行う必要があります。</li> </ul>
------	-----	---

<p>基本方針</p>	<p>1～2 頁</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>(2) 戦略的評価における「公正競争レビュー制度」との連携強化【「第一章 1-5 対象領域の決定（P 15 参照）」】</p> <p>特定のテーマに焦点を当てた戦略的評価において、従来の「競争セーフガード制度」において対象としていた項目等の検証に「光の道」構想に関する取組状況の検証を新たに加えた「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携を強化し、もって競争確保の実効性を高める。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの競争セーフガードでは、根拠に乏しい意見をもとにした検証がなされる場合もあり、一面的な分析に偏ることが懸念されるケースがあったことも否めず、このような検証は、事業者としての本来正当な事業活動を萎縮させ、お客様ニーズに対応した事業展開を阻害することにつながりかねないものでした。</li> <li>・したがって、競争評価が新たな公正競争レビュー制度と連携し、競争確保の実効性を高めるためには、こうした一面的な分析に陥ることなく、基本方針に記載がある通り、「市場の構造や競争状況を俯瞰的・客観的に分析」を行うことが必要と考えます。</li> </ul>
-------------	--------------	--

<p>実施細目</p>	<p>2 頁</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>このため、FTTH 市場の分析・評価に当たっては、市場の規模、事業者別シェアや市場集中度、地理的市場、料金の推移等の従来の指標に加え、設備競争（設備面で見た回線数、電柱・管路等の貸与実績等）やサービス競争の状況（光 IP 電話への移行状況、NGN 機能を利用したサービスの状況、事業者間取引（ダークファイバ貸出数、卸・接続の状況等）等）、都道府県別の分析（都道府県別のデータ、不採算地域における状況）について可能な限り把握することとする。</p> <p>なお、上記（1）及び（2）については、主として、関係事業者や各種の事業者団体の公表資料とともに、関係事業者等や利用者へのアンケート調査等を中心に把握することとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業報告規則に基づく報告以外の報告を求めることは、以下の観点から、収集目的を明確にした上で、その内容、報告量、報告期日等については慎重に検討いただき、競争評価を行う上で真に必要なものに限定すべきであると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業者に対して過大な負担を強いることになるおそれがある。</li> <li>②卸契約や I R U 契約の提供料金等は、守秘義務等に関する事項を含むものである。</li> <li>③番号ポータビリティ等の接続に関する情報を提供することは、目的外利用のおそれがある。</li> </ul> </li> <li>・その上で、シェア等の正確な把握に基づく公正な評価を行う観点から、全事業者が同等に提出することを前提とする必要があると考えます。</li> </ul>
-------------	------------	---

基本方針	2 頁	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>(3) ネットワークレイヤー以外の上位下位レイヤーの考察【「第四章 4-2-2 分析に用いる判断要素（定性的要因）（P 4 6 参照）」】</p> <p>近年の電気通信事業を巡るビジネスモデルの多様化等を踏まえ、特に、移動系のデータ通信に関する市場の分析・評価に当たり、ネットワークレイヤー以外の上位レイヤー（コンテンツ・プラットフォーム）や下位レイヤー（端末）の動向を勘案する。</p>
実施細目	2 頁	<p>(1) データ通信（移動系）</p> <p>移動系のデータ通信については、上述のとおり、新たなビジネスモデルが登場していることを踏まえ、上位・下位レイヤーの動向を補完的に勘案することとする。</p> <p>このため、移動系のデータ通信の市場を分析・評価するに当たっては、上位・下位レイヤーにおける主なサービスや端末の市場の概況を把握するとともに、これらの市場とネットワークレイヤーの市場との関係（資本関係、ネットワークレイヤーに対するオープン性（特定の端末向け、特定の電気通信事業者向け等）、利用者の電気通信事業者選択理由（上位・下位レイヤーのサービス・端末の存在等）等）について可能な限り把握することとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>・情報通信市場については、ネットワークレイヤにおいてモバイルのブロードバンド化が進展するとともに、上位レイヤ・下位レイヤにおいては、スマートフォンやタブレット端末の登場以降、利用できるコンテンツやアプリケーションに関し固定と移動の間で相違が無くなりつつあり、このような各レイヤの動向が相乗し、固定と移動の融合が急速に進展しています。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、スマートフォンとPCでコンテンツやアプリケーションを同期し、利用シーンに応じて固定通信や移動通信を自由に選択して共通のコンテンツ・アプリケーションにアクセスするなど、通信の媒体にとらわれないブロードバンド利用が普及してきています。</li> <li>・したがって、ネットワークレイヤに対する上位レイヤ・下位レイヤの動向を勘案するにあたっては、移動通信に閉じることなく、移動と固定を大括りに捉えたブロードバンド市場に対する影響を考察するべきであると考えます。</li> </ul>
実施細目	3 頁	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>(2) また、「光の道」構想に関する基本方針」に基づくブロードバンドの環境整備に資する観点から、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携強化を図ることとし、同制度における検証の柱の一つである「ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証」へのアプローチとして、FTTH市場における事業者間取引の状況に関する調査を併せて取り上げることとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種指定電気通信設備に係る接続に関しては、度重なる議論や累次の認可に基づく接続約款により取引が行われている市場であるため、あらためて分析・評価を行う意義が乏しいと考えます。</li> <li>・また卸契約やアライアンス等の事業者間取引については、その取引条件等に関する情報提供が守秘義務等により制限があることに十分な配慮が必要であると考えます。</li> </ul>

<p>実施細目</p>	<p>12～13 頁</p>	<p><b>【総務省案】</b> 利用者側から収集する主な情報 (略)</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「電気通信事業分野における競争状況の評価2010」において、今後の定点的評価の在り方として、「固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要」とされています。</li> <li>・そうした検討を実施していくためにも、利用者からの情報収集の際には、利用者の視点に立って、例えば、利用者が自宅や外出先など利用シーンに応じてどのブロードバンドサービスを選択しているか等、利用者の利用状況や選好度等の把握を行う必要があると考えます。</li> </ul>
-------------	--------------------	--